

活動報告

2016/04/28

熊本地震災害義援金のご報告

4月16日に開催されました「市政報告会2016」において、会派でお預かりしました熊本地震災害への義援金（計23,739円）は、日本赤十字社をとおして被災された方々の一日も早い立直りのために役立てていただくことといたしました。

郵便はがき

3 3 0 0 0 6 1

料金後納郵便

さいたま市浦和区常盤6-4-4
民進改革さいたま市議団控室


民進改革さいたま市議団 様

受領証 No. 108

この度は、平成28年度熊本地震災害 義援金として
金 13,739 円を確かにお預りしました。

平成 28 年 4 月 19 日

さいたま市浦和区岸町3-17-1
日本赤十字社埼玉県支部
支部長 上田清



(注)この受領証記載の金額は、所得税法第78条第2項第1号、法人税法第37条第3項第1号並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄付金に該当します。

郵便はがき

3 3 0 0 0 6 1

料金後納郵便

さいたま市浦和区常盤6-4-4
民進改革さいたま市議団控室

民進改革さいたま市議団 様

受領証 No. 158

この度は、平成28年度熊本地震災害 義援金として
金 10,000 円を確かにお預りしました。

平成 28 年 4 月 20 日

さいたま市浦和区岸町3-17-1
日本赤十字社埼玉県支部
支部長 上田清



(注)この受領証記載の金額は、所得税法第78条第2項第1号、法人税法第37条第3項第1号並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄付金に該当します。